附　則

（施行期日）

1　この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　改正法による改正後の道路交通法（以下この項において「新法」という。）第百一条第一項の更新期間が満了する日（新法第百一条の二第一項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあっては、当該申請をする日）における年齢が七十歳以上の者であって、当該日が改正法施行日から起算して六月を経過した日前であるものに係る課程の基準並びにその者に対する終了証明書の交付及び運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書の様式については、改正後の運転免許取得者教育の認定に関する規則（次項において「新認定規則」という。）第四条第一号及び第二号並びに第八条第二号の規定並びに別記様式第二号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

3　改正法施行日前に交付された運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書及び運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書の様式については、新認定規則別記様式第一号及び別記様式第二号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第２号（第８条関係）

第　　号

運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書

写　真

押出し
スタンプ

住　所

氏　名

年　月　日生

上記の者は、　年　月　日道路交通法第108条の32の２第１項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第４条第１号の表の
三の項
四の項
五の項
の上欄に掲げるものを終了した者であることを証明する。

年　月　日

所在地
名　称
管理者　　印

備考　１　写真は、終了前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

別記様式第２号（第８条関係）

第　　号

運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書

写　真

押出し
スタンプ

住　所

氏　名

年　月　日生

上記の者は、　年　月　日道路交通法第108条の32の２第１項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第４条第１号の表の
三の項
四の項
の上欄に掲げるものを終了した者であることを証明する。

年　月　日

所在地
名　称
管理者　　印

備考　１　写真は、終了前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。